

# 東京電力に対する原子力損害賠償請求についての会長声明

平成25年2月1日

福島県司法書士会

会長 高橋 文郎

## 第1 東京電力の対応について

東京電力の直接請求への対応については、被害者に対する不当な扱いが散見されている。例えば、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という）へ和解仲介申立をした被害者に対し、当該申立の対象ではない損害項目に関する包括請求を拒否し、従来型（3か月ごと）の請求以外認めない扱いをしている事例が報告されている。原紛センターの利用については、直接請求で争いのある損害項目のみの申立も認められており、その場合、他の損害項目には影響が及ばないはずである。また、賠償金の一括払いを可能にする包括請求は、「住民の生活再建のための十分な金額を確保する」ために講じられた措置であり（平成24年7月20日付け経済産業省「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」より）、東京電力が不当にこれを認めない行為は、加害者がさらに被害者の生活再建を阻害する行為であり許されるものではない。

また、原紛センターで公表されている和解事例に類似する請求をした被害者に対し、あくまで直接請求では認めず、原紛センターでの和解仲介手続きによってはじめて認める行為もみられる。この和解仲介手続きにおいては、1209件の既済全部和解案件があり、過去の和解事例として183件が公表されている（平成25年1月4日現在）。既済和解事例に類似する賠償内容については、直接請求手続きの中に反映させ、長引く避難生活で疲弊している被害者に無用な労力を強いる行為は回避すべきである。

## 第2 財物賠償手続きについて

平成24年7月から開始された建物の修復費用等に係る賠償金の先行払いの手続きにおいては、平成23年3月11日時点の登記名義人を対象としたことから、未登記建物所有者や相続登記未了者などに多くの混乱を生じさせ、請求書類の未着によって多くの被害者に不安を与えた。不動産登記制度は、「国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資すること」を目的としたものであって（不動産登記法第1条）、法制上公信力が認められていない我が国の登記制度に頼り、不動産取引と無関係の原子力損害賠償請求において登記名義のみを優先する扱いは妥当でない。登記名義の有無により同じ被害者間においても不平等な扱いがなされている現状を改善し、本格的な財物賠償手続きにおいては、被害者に対し過剰に登記手続きを要求すべきではない。

## 第3 時効について

原発事故から1年9ヶ月を過ぎた昨年末になって、ようやく対象地域の一部

で限定した財物賠償手続きが始まったばかりである。しかし、賠償手続きが既に開始されている損害項目でさえ、請求手続きを行っていない被害者が大勢存在する。その原因として、直接請求における東京電力の対応が不誠実であることや、迅速かつ適正な解決を図るために設置された原紛センターにおいて、被害者が望むような中間指針を大きく上回る画期的な和解案は提示されずに被害者の期待を裏切っていることも挙げられる。

東京電力は、平成25年1月10日、「消滅時効を援用しないこと」を公表したが、現行法上、時効の利益はあらかじめ放棄することができず（民法第146条）、全ての損害・被害対象者が明確になっていない現状においては、時効完成後の債務の承認（民法第147条1項3号）もできない。時効期間の経過を避けるには、時効中断効のない原紛センターへの申立ではなく、裁判所への訴訟提起又は調停申立を検討しなければならないことになる。

法的効果のない東京電力の公表内容を信用し、損害賠償請求がこのまま進まなければ、多くの被害者が民法第724条に規定する3年の時効期間を経過してしまうおそれがある。現時点で損害の全てが明確な被害者も、今後損害が発生するおそれのある被害者も、時効期間の制限に苦しむ事態になりかねず、立法措置によって時効問題を解決することが必要である。

将来発生する損害として、健康被害だけでなく、次世代への影響すら誰も否定することはできない現状と国の施策として推進された原子力事業によって起きた原発事故であることに鑑み、現在及び将来の原子力損害における不法行為の損害賠償請求については、期間の制限が及ばないこととする規定を含む原子力損害の賠償に関する法律の抜本的な改正が早急になされるべきである。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から2度目の新年を迎えたにもかかわらず、今なお状況が改善されないまま、福島県内外で16万人もの住民が避難生活を余儀なくされている。原発事故による損害は日々発生し、被害者は先行き不透明な状態に置かれ続けて疲弊しており、被害者が適正な手続に則って、容易に賠償を受けることができるようにならなければならない。

政府は、立法措置により時効を撤廃し、被害者への誠実な賠償方針を示し、関係省庁及び東京電力を指導すべきである。

原子力損害賠償紛争審査会及び原紛センターは、被害者の実情を正しく理解し、早期の生活再建が可能な賠償基準を定め、被害者の納得のいく紛争解決をすべきである。

東京電力は、被害者に対する不当な扱いを直ちに中止し、未曾有の大災害を引き起こした加害者としての自覚を持ち、被害回復に努めるべきである。

そして、当会は、被害を受けた福島で、福島を早期復興と被災者支援に邁進する所存である。